

高浜小学校等整備事業

入札説明書

平成 28 年 7 月  
(平成 28 年 8 月改定)

高浜市

## 目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ .....	1
1 遵守すべき法制度等 .....	2
第 2 事業の目的及び内容 .....	4
1 事業の目的 .....	4
2 事業名称 .....	4
3 事業実施場所 .....	4
4 事業概要 .....	4
5 本施設の管理者の名称 .....	5
6 事業の対象範囲 .....	5
7 事業方式 .....	5
8 事業期間 .....	6
9 事業スケジュール（予定） .....	6
10 事業期間終了時の措置 .....	6
11 事業者の収入 .....	6
12 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....	7
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	7
1 入札参加者の構成等 .....	7
2 業務実施企業の参加資格要件 .....	7
3 入札参加者及び協力企業の制限 .....	8
4 SPC の設立等 .....	10
5 参加資格要件の確認基準日 .....	10
6 入札参加者及び協力企業の変更 .....	10
7 高浜市入札参加資格者名簿の追加登録 .....	10
第 4 事業者募集等のスケジュール .....	10
第 5 入札手続等 .....	11
1 担当窓口 .....	11
2 入札に関する手続 .....	11
3 入札参加に関する留意事項 .....	13
4 入札予定価格 .....	14
第 6 入札書類の審査 .....	15

1 高浜小学校等整備事業事業者選定委員会	15
2 審査方法	15
3 審査項目等	15
<b>第7 提案に関する条件</b>	<b>15</b>
1 立地条件等	16
2 施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件	17
3 業務の委託	17
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	17
5 本市の費用負担	17
6 サービスの対価	18
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	18
8 土地の使用	18
9 保険	18
10 本市と事業者の責任分担	18
11 財務書類の提出	18
<b>第8 契約に関する事項</b>	<b>19</b>
1 契約手続き	19
2 契約の枠組み	19
3 契約金額	19
4 契約保証金	19
5 事業者の事業契約上の地位	20
<b>第9 提出書類</b>	<b>20</b>
1 入札時の提出書類	20
<b>第10 その他</b>	<b>22</b>
1 事業の継続が困難となった場合の措置	22

## 第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、高浜市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した高浜小学校等整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、高浜市契約規則（昭和 51 年規則第 1 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

## 1 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

### 【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法、道路法、駐車場法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 学校教育法、学校保健法、学校図書館法
- ⑥ 文化財保護法
- ⑦ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑨ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑩ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑪ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑫ 電気事業法
- ⑬ 騒音規制法、振動規制法
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑮ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑯ 屋外広告物法
- ⑰ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑱ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑲ 条例
  - ・ 愛知県建築基準条例
  - ・ 愛知県環境影響評価条例
  - ・ 愛知県環境基本条例
  - ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例
  - ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
  - ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例
  - ・ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
  - ・ 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
  - ・ 高浜市上水道事業給水条例
  - ・ 高浜市公共下水道条例
  - ・ 高浜市個人情報保護条例
  - ・ 高浜市情報公開条例
  - ・ 高浜市自治基本条例
  - ・ 高浜市居住福祉のまちづくり条例
- ⑳ その他関連法令、条例等

### 【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ 小・中学校設置基準及び小・中学校施設整備指針
- ⑪ 学校給食衛生管理の基準
- ⑫ 学校図書館施設基準
- ⑬ 学校環境衛生基準
- ⑭ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑮ 愛知県環境物品等調達推進等を図るための基本方針
- ⑯ 高浜市緑の基本計画
- ⑰ その他関連要綱及び基準

## 第2 事業の目的及び内容

### 1 事業の目的

本市の中央部に位置する高浜小学校は、昭和 34 年に南校舎（管理・普通教室棟）が建設された後、昭和 42 年に北校舎（教職室・普通教室棟）、昭和 45 年に体育館、昭和 60 年に中校舎（特別教室棟）が建設され、南校舎においては建設後 57 年を経過、北校舎は 49 年を経過するなど、耐震工事は完了しているものの、躯体や外壁の欠落、鉄筋の露出等著しく老朽化が進行しており、一日も早い建替えが求められている。

また、本市では、公共施設が抱えている老朽化についての課題の解決を図るため、平成 23 年度に公共施設の実態をとりまとめた「高浜市公共施設マネジメント白書」を作成、さらに平成 24 年度に設置した「公共施設あり方検討委員会」からの提言を踏襲する形で、市としての考えをとりまとめた「高浜市公共施設あり方計画（案）」を平成 26 年 6 月に策定した。その中で、高浜小学校の整備については、老朽化が顕著な小学校の建替えに合わせ、他の公共施設との複合化を図るためのモデルケースとして位置付けられており、このことは、高浜市教育基本構想（平成 23 年 12 月策定）や「新しい地域活動拠点の形成を目指して」とした基本方針（平成 26 年 1 月策定）にも小学校を核とした整備についての考え方が示されている。

高浜小学校等整備事業は、このような背景を踏まえ、高浜小学校を核とした多目的利用ができる施設を整備・創出するため、PFI 法を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。なお、本事業における施設整備のあり方、事業の進め方についての骨格が示されている「高浜小学校等整備事業基本計画」（平成 28 年 2 月策定）を踏まえた整備とするものである。

### 2 事業名称

高浜小学校等整備事業

### 3 事業実施場所

#### 1) 事業用地

愛知県高浜市青木町六丁目 1 番地 15

#### 2) 敷地面積

約 25,774.16 m<sup>2</sup>

### 4 事業概要

高浜市立高浜小学校の建替えに伴う以下の①から③までに掲げる施設（以下、これらを総称して「本施設」という。）の設計・建設及び維持管理、既存の高浜小学校校舎・プール・体育館・屋外施設等（以下、「既存小学校」という。）の解体・撤去を行う。

- ① 高浜市立高浜小学校（以下「小学校」という。）
- ② （仮称）高浜児童センター（以下「児童センター」という。）
- ③ （仮称）地域交流施設（以下「地域交流施設」という。）
  - i) （仮称）体育センター（以下、「サブアリーナ」という。）

ii) (仮称) 高浜公民館 (以下、「公民館」という。)

※公民館は、IT 工房くりっく (以下、「IT 工房室」という。)、ものづくり工房  
あかおにどん (以下、「ものづくり工房室」という。) を含む施設とする。

## 5 本施設の管理者の名称

高浜市長 吉岡 初浩

## 6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

### 1) 設計業務

- ① 事前調査業務 (必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等)
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### 2) 建設・工事監理業務

- ① 建設業務
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 既存小学校の解体・撤去業務
- ⑤ 近隣対応・対策業務 (周辺家屋影響調査を含む)
- ⑥ 電波障害対策業務
- ⑦ 所有権設定に係る業務
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### 3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務
- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務 (年間一定額の範囲での経常修繕) (※)
- ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう (「建築物修繕措置判定手法 ((旧) 建設大臣官庁官庁営繕部監修) (平成 5 年版) の記述に準ずる。))。

## 7 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約 (以下「事業契約」という。) に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権



を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

## 8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 46 年 3 月 31 日までとする。

## 9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	平成 29 年 3 月
事業期間	事業契約締結日～平成 46 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 33 年 3 月末日 ①一期工事（小学校校舎及び地域交流施設の一部（公民館等））： 事業契約締結日～平成 31 年 2 月 28 日 ②二期工事（小学校屋内運動場及び児童センター、地域交流施設の一部（サブアリーナ等））：事業契約締結日～平成 32 年 8 月 20 日 ③三期工事（駐車場等）：事業契約締結日～平成 33 年 3 月 31 日
開業準備期間	①一期工事部分：施設引渡し日～平成 31 年 3 月末日 ②二期工事部分：施設引渡し日～平成 32 年 8 月末日
運用開始日	①一期工事部分：平成 31 年 4 月 1 日 ②二期工事部分：平成 32 年 9 月 1 日 ③三期工事部分：平成 33 年 4 月 1 日
解体撤去期間	①既存小学校校舎：平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 6 月末日 ②既存小学校プール：平成 31 年 9 月 1 日～平成 31 年 11 月末日 ③既存小学校体育館：平成 32 年 9 月 1 日～平成 32 年 11 月末日
維持管理期間	施設引渡し日～平成 46 年 3 月末日

小学校屋外運動場及び屋外施設（屋外器具庫、屋外トイレ、農具等保管庫）の建設工事は二期工事に含むものとし、平成 31 年または平成 32 年の夏季休業期間中に施工すること

## 10 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設において継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から、本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

## 11 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務の対価からなる。

## 1 2 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

- ① モニタリングの実施  
本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。
- ② モニタリングの時期  
本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。
- ③ モニタリングの方法  
モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。
- ④ モニタリングの結果  
モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### 1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤ 本市は、高浜市内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

### 2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

- ① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c から e の要件は、いずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 9 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の小学校の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。
- d. 平成 9 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の複数の用途を複合した公共施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。
- e. 平成 9 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の体育館の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

② 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 28・29 年度高浜市競争入札参加有資格者名簿（工事）における建築一式工事経営事項審査の評点が 700 点以上であり、かつ愛知県内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有すること。
- d. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した公共施設等の建築工事を完了した実績を有していること。

③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の官公庁が発注した公共施設等の工事監理業務を完了した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務を完了した実績を有していること。

### 3 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社 建設技術研究所
  - ・ シリウス総合法律事務所
  - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ⑫ 第 6 の 1 に記載の高浜小学校等整備事業事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

- ⑮ 高浜市暴力団排除条例（平成 24 年高浜市条例第 4 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### 4 SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を設立すること。SPC は高浜市内に設立することが望ましい。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### 5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

#### 6 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

#### 7 高浜市入札参加資格者名簿の追加登録

平成 28・29 年度高浜市入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、参加表明書の提出までに登録を完了しておくこと。なお、登録方法等は、高浜市公式ホームページ上で公表している。

### 第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
平成 28 年 7 月 13 日	入札の公告、入札説明書等の公表
平成 28 年 7 月 15 日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 28 年 7 月 25 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 28 年 8 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 28 年 8 月 26 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 28 年 9 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 28 年 9 月 30 日	参加表明書の受付締切
平成 28 年 10 月 28 日	入札参加資格審査書類、入札書類の受付締切
平成 28 年 12 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 29 年 1 月下旬	基本協定の締結
平成 29 年 2 月中旬	仮事業契約の締結
平成 29 年 3 月下旬	市議会の議決

## 第5 入札手続等

### 1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

高浜市総務部行政グループ

住 所：〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

電 話：0566-52-1111（内線351）

F A X：0566-52-1110

E-mail：gyosei@city.takahama.lg.jp

高浜市公式ホームページアドレス：<http://www.city.takahama.lg.jp/>

### 2 入札に関する手続

#### (1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成28年7月13日（水）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を高浜市公式ホームページ上で公表する。

（本市公式ホームページアドレス <http://www.city.takahama.lg.jp/>）

#### (2) 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

##### ① 入札説明会

日時：平成28年7月15日（金）午後2時30分から午後4時まで  
会場：高浜市役所4階第2会議室

##### ② 現地見学会 入札説明書等に関する説明会終了後に行う。

日時：平成28年7月15日（金）午後4時から午後5時30分まで  
会場：高浜小学校

#### (3) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記第5の1の担当窓口連絡すること。

- ① 閲覧期間：平成28年10月7日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ② 閲覧場所：上記第5の1の担当窓口
- ③ 資料の貸出し：行わない。

#### (4) 入札説明書等に関する第1回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：入札説明書等公表の日から7月25日（月）午後5時まで
- ② 受付方法：別紙1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。
- ③ 回答：平成28年8月中旬に高浜市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(5) 入札説明書等に関する第2回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：第1回質問への回答の日から8月26日（金）午後5時まで
- ② 受付方法：別紙1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。
- ③ 回答：平成28年9月中旬に高浜市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 入札参加表明の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を次の期間に提出すること。参加表明書の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期間：平成28年9月26日（月）から平成28年9月30日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 提出場所：上記第5の1の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札参加資格審査（参加表明書）」書類 様式1-1

(7) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成28年10月24日（月）から平成28年10月28日（金）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 提出場所：上記第5の1の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：様式集「入札参加資格審査（入札参加資格審査に関する提出書類）」及び様式集「入札書類審査」（「第9提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：様式集「入札参加資格審査（入札参加資格審査に関する提出書類）」は1部、様式集「入札書類審査」は正本1部並びに副本15部を提出すること。

なお、入札を辞退する者は、様式集「入札参加資格審査（入札辞退届）」を、平成28年10月21日（金）までに、上記第5の1の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(8) 入札の手順

- ① 提出された様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ ①、②の参加資格を確認し、審査結果を書面により平成28年11月18日までに随時郵送する。
- ④ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ⑤ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。

- a. 開札日時：平成 28 年 12 月中旬（予定）
  - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑥ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
  - ⑦ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
  - ⑧ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、高浜小学校等整備事業に関する高浜小学校等整備事業事業者選定委員会設置要綱に規定する高浜小学校等整備事業事業者選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
  - ⑨ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 28 年 12 月下旬までに決定通知を行う。

#### （9）ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成 28 年 12 月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

### 3 入札参加に関する留意事項

#### （1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### （2）費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

#### （3）入札保証金

入札保証金は免除する。

#### （4）契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### （5）著作権

入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、PFI 法第 11 条の客観的評価を目的に本市が使用するものとする。本市は客観的評価の目的以外には使用しない。ただし、落札者として決定された入札参加者の提案内容は、全部又は一部を必要に応じて使用できるものとする。



#### (6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### (7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。  
なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

#### (8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

#### (10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 4 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価と維持管理業務のサービスの対価からなるサービスの対価の予定価格は、一期・二期・三期工事のそれぞれ完成・引渡し後に、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、事業期間の総額は5,204,000千円(消費税等相当額を除く。)とする。

## 第6 入札書類の審査

### 1 高浜小学校等整備事業事業者選定委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する高浜小学校等整備事業事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

委員長	奥野 信宏	学校法人梅村学園理事・中京大学学術顧問
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学 芸術工学研究科 教授
委員	山本 理絵	愛知県立大学 教育福祉学部教育発達学科 教授
委員	神谷 坂敏	高浜市 副市長
委員	都築 公人	高浜市 教育委員会教育長
委員	中川 健二	高浜市立高浜小学校 校長

### 2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

### 3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

#### (1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

#### (2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

## 第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

## 1 立地条件等

### (1) 事業予定地の前提条件

既存小学校が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

建設計画地	愛知県高浜市青木町六丁目1番地15
敷地面積	高浜小学校敷地 25,774.16 m <sup>2</sup>
用途地域	準工業地域、近隣商業地域（西側道路より20mまで）
建ぺい率	60%（準工業地域）80%（近隣商業地域）
容積率	200%
防火地域	準防火地域（西側道路より20mまで）
日影規制	5時間（5m）、3時間（10m）、H=4m
接続道路	西側：幅員約15.0m（県道名古屋碧南線） 南側：幅員約7.0m（市道学校南線）
給水	北側φ100、西側φ50・φ150・φ100（耐震）、南側φ100にそれぞれ接続可能
排水	北側φ150、西側φ150、南側φ150にそれぞれ接続可能 （原則、北側φ150を使用すること）
その他	i) 敷地東側に線路（名鉄三河線）が隣接 ii) 高浜小学校と隣接する高浜幼稚園の敷地境界は約1mの段差がある iii) 敷地西側に戸建住宅地が隣接

### (2) 既存小学校の概要

既存小学校の概要は、次のとおりである。

番号	建物名称	竣工年	築後年数 (H27時点)	構造	階数	延床面積	備考
高浜小学校校舎							
①	南校舎 （管理・普通教室棟）	S34年	57年	RC造	3	2,873 m <sup>2</sup>	解体
②	北校舎 （給食室・普通教室棟）	S42年	49年	RC造	3	2,002 m <sup>2</sup>	解体
③	中校舎（特別教室棟）	S60年	31年	RC造	2	801 m <sup>2</sup>	解体
④	渡り廊下	S42年	49年	RC造	2	98 m <sup>2</sup>	解体
高浜小学校体育館							
⑤	体育館	S45年	46年	S造、一部RC造	2	1,830 m <sup>2</sup>	解体
高浜小学校プール							
⑥	プール					1,728 m <sup>2</sup>	解体
高浜小学校屋外施設等							
⑦	浄化槽					—	解体
⑧	ポンプ室					—	解体
⑨	油庫				1	19 m <sup>2</sup>	解体
⑩	器具庫				1	124 m <sup>2</sup>	解体
⑪	遊具、国旗掲揚塔、動物小屋					—	解体
⑫	校門の門柱					—	移設
⑬	学校農園（温室含む）					—	残置
⑭	防火水槽					—	残置

## 2 施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件は、第2の6事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

## 3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理及び維持管理業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

## 4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は0.9%とすること。
- ② 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金は、国庫補助金(学校施設環境改善交付金、子ども・子育て支援整備交付金)、地方債、その他特定財源及び一般財源をもって充てる予定であり、次の金額を、提案提出時の一時支払金として想定すること。

一時支払金の支払時期	一時支払金の金額	備考
平成31年3月支払分	2,140,000千円	一期工事分
平成32年9月支払分	1,210,000千円	二期工事分
平成33年4月支払分	50,000千円	三期工事分

※いずれも消費税等相当額を除く

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は本市の負担とする。

- ③ 提案書の提出時に使用する消費税率は8%とすること。

## 5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 光熱水費(維持管理期間中)
- ② 電話料金等(インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。)

- ③ 大規模修繕費
- ④ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

## 6 サービスの対価

事業契約約款(案)別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

## 7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙 2 に基づく。

## 8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

## 9 保険

事業契約約款(案)別紙 3 に基づく。

## 10 本市と事業者の責任分担

### (1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 11 財務書類の提出

事業者は、維持管理業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

## 第8 契約に関する事項

### 1 契約手続き

#### (1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、高浜市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会でのこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

### 2 契約の枠組み

#### (1) 対象者

SPC

#### (2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約 平成 29 年 2 月中旬

市議会の議決 平成 29 年 3 月下旬

事業期間は、事業契約締結日より平成 46 年 3 月 31 日までとする。

#### (3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

### 3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

### 4 契約保証金

事業契約約款(案)第 34 条及び第 55 条に基づくものとする。

## 5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

## 第9 提出書類

### 1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集「入札参加資格審査」及び様式集「入札書類審査」作成要領を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査

○ 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 2-1)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・ 入札参加グループ構成表及び役割分担表	(様式 2-6)
・ 委任状 (構成企業→代表企業)	(様式 2-7)
・ 委任状 (代表企業用)	(様式 2-8)
・ 事業実施体制	(様式 2-9)
・ 会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 定款 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 決算報告書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)	(書式自由)
・ 登記簿謄本 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)
・ 納税証明書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)	(書式自由)
○ その他	
・ 入札辞退届	(様式 3-1)

(2) 入札書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査に関する提出書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加グループ構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)
・ 建設・工事管理業務に関する事項	(様式 D-1～2)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～6)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 F-1～3)
・ 計画図面等提案書類	(様式 G-1～22)
・ 事業収支等提案書類	(様式 H-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 I-1～3)
・ 事業スケジュール	(様式 J-1)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)



## 第10 その他

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。